

令和7年度 旧八幡浜管内生徒指導夏季研修会 実施報告書

1 日 時 令和7年8月21日(木) 14:00~16:00

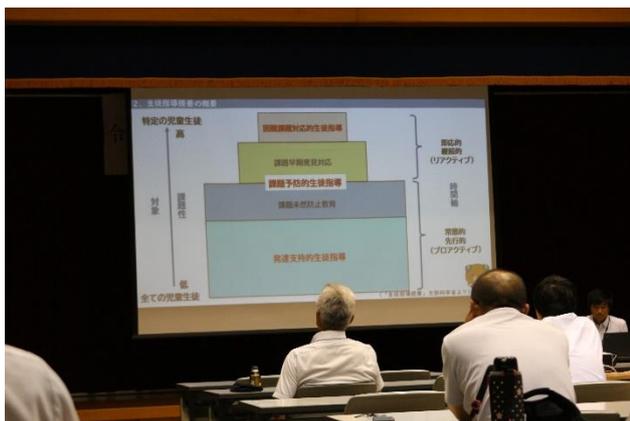
2 場 所 大洲市総合福祉センター(4階 多目的ホール)

3 講演内容

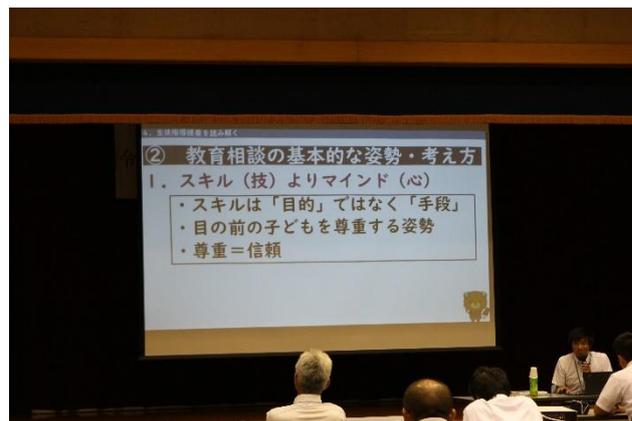
- ・ 演 題 「生徒指導提要を読み解く」
- ・ 講 師 南予教育事務所 指導主事 松本 賢吾 氏

(1) 生徒指導提要の改訂ポイントについて

- ア 児童生徒を「社会で自立して生きる存在」として捉え、生徒指導が主体的な成長を支援する教育活動と再定義された。
- イ 問題行動への対応だけではなく、発達支援、積極的生徒指導も重視する必要がある。
- ウ 生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる。



<写真1 生徒指導の構造について >



<写真2 教育相談の基本的な姿勢について >

(2) チーム学校の重要性

- ア 学級担任だけではなく、スクールカウンセラー、地域の専門家などと連携しながら諸問題を解決していく。
- イ 学校の枠に捉われず、「社会総がかり」の支援体制を構築していく必要がある。

(3) 教育課題について

- ア いじめの認知件数の増加(積極的な認知の結果でもある。)
- イ 不登校児童生徒数の増加(長期欠席者のうち不登校児童生徒数が半数以上)
- ウ 小学校での暴力行為の増加
- エ 自殺や重大事態の件数も増加傾向

(4) 法知識について

- ア 教職員の情熱や経験則だけでは限界がある。
- イ 法律やガイドラインに基づいた対応が求められる。
- ウ 生徒指導提要の各章の冒頭には、法律や基本方針が必ず示されている。

(5) 教育相談の基本的な姿勢について

- ア 教育相談は生徒指導の一環として、個別支援の中心的役割を担うものである。
- イ 児童生徒を一人の人間として尊重すべきである。
- ウ 経験則や主観だけで判断しない。
- エ 児童生徒が「理解されている」と感じる事が重要である。

(6) 各教科や教育活動との関連について

- ア 学力向上と生徒指導には、密接な関係がある。
- イ 道徳教育は、深刻ないじめ問題への対応を発端に教科化された。
- ウ 人権教育は、差別や偏見を防ぐための感覚を育成すべきである。
- エ 総合的な学習の時間は、探究的な学びを通じて生徒指導を充実すべきである。
- オ 特別活動を通して、人間関係形成・社会参画・自己実現を支援していく必要がある。

(7) これからの社会と教育の役割について

- ア Society 5.0に向けた教育の在り方
- イ 多様性を尊重し、児童生徒の人格を認める教育へ
- ウ 教師自身が学び続け、子どものロールモデルとなることが求められる。

(8) まとめ

- ア 生徒指導は「問題対応」ではなく「発達支援」である。原因を追求することよりも、課題解決に向けて共に考えていく必要がある。
- イ 児童生徒の主体性を育む教育へとシフトしなければならない。
- ウ 教員はチームで支え合いながら、未来社会に向けて児童生徒の成長を支援する。